別添

**SAKURA QUALITY申込書・誓約書**

　　年　月　日

公益社団法人香川県観光協会　御中

　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※申込事業者名）

SAKURA QUALITY観光品質認証を受けたいので、「SAKURA QUALITY観光品質認証事業に関する規約」及び、下記必要資料の提供に同意の上申し込みます。

簡易調査参加要件確認上必要となります関連法令（消防法、食品衛生法、建築基準法等の定期点検調査結果資料等）に関する資料の調査日での提示・報告及びサクラクオリティ品質認証プロセス上必要となると同時に、品質向上プログラム管理用にパフォーマンスデータ(認証協会所定フォーマットに基づく、過去2年間の平均宿泊単価、客室稼働率等)の提出の他、「詳細調査」を別途実施している場合には、当該調査結果を提出すること、認証後においては、原則として（非開示の意思表示がない場合）、認証協会及び関連ＤＭＯ等によるホームページ等への認証結果の掲載に同意いたします。また、地域と一体となった取り組みを重視且つ実践すること及び継続的に品質の改善に努めるよう努力すると同時に、認証協会が制定している倫理規範を遵守いたします。

なお、下記誓約書の内容に間違いないことを誓います。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設名 | 日本語 |  |
| 英語 |  |
| ホームページアドレス |  |
| 連絡先 | 担当者 |  |
| 電話番号 |  |
| 所在地 |  |
| 営業種別 |  |
| 認証マーク（採用基準）の種別（ホテル、旅館、小規模宿泊施設、スパエステ、レストラン、バー） |  |

注意：　DMO等が所在する圏域に存する場合には、当該DMO等を通じて観光品質認証に参加する必要がある（但し、簡易調査及び詳細調査を共に実施する場合及びその他施設を除く）。

誓　約　書

　一　旅館業法の都道府県知事の許可を受けている。

　　※民泊の場合は適法に許可、届け出を行っている。

※その他レストランやスパエステ等その他用途の場合には、それら用途の運営上求められる各種法令及び条例等に基づく許認可、届け出等を行っている。

二　食事の提供など飲食物を取り扱う場合、食品衛生法第５２条の営業許可を受けている他、自主的に衛生管理徹底を常に心掛け実践している。

三　旅館業法、消防法、食品衛生法の法令等の関連法令（関連条例等も含む）のすべてを遵守しており、また過去一年以内にそれら法令違反による罰則等を適用されていない。

四　建築物の耐震改修の促進に関する法律の耐震診断の実施とその結果の報告を行っている。（耐震診断結果に問題がないこと）

五　保健所による公衆浴場における直近の水質検査に適合している。

六　直近の消防検査に適合している。

七　緊急時の対応をマニュアル化し、社員、スタッフに対して緊急時の対応教育を実施している。

八　個人情報の取扱いについて、パンフレットまたはホームページに明示している。

九　代表者又は役員は、次のいずれにも該当していない。

①　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

②　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の指定暴力団又は暴力団連合に指定された暴力団の構成員である者

十　次のいずれにも該当していない。

①　規約第８条の認証審査において、過去一年以内に観光品質認証不可となる

②　規約第１９条第１項の観光品質認証の取り消しを、過去一年以内に受ける

十一　認証結果の公表について、施設所有者、経営者、運営者等が異なる場合はそれぞれ、またチェーンホテル等であれば本部組織等、全ての関係者の同意を得ずに公表することはない。

以上